

監査の結果により講じた措置について

1 監査対象部局

総務部

2 監査実施日

令和5年10月26日（木）

3 監査結果の通知日

令和5年12月6日（水）

4 監査の実施期間

令和5年10月2日（火）から同年11月6日（月）まで

5 措置に係る通知日

市長から通知があった日 令和5年11月22日

6 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置状況
<p>はだのこども館において、令和5年6月1日から令和6年5月31日までの間、電話機を再リースする契約を結び、リース料5,148円を6月20日に一括して支払っていた。また、同様の行為は、令和4年度においても行われていた。</p> <p>契約期間は、長期継続契約である場合を除き、年度を超えることはできない。</p> <p>また、リース料を一括して支払ったことは、前金払を行ったことに該当するが、前金払は、地方自治法施行令第163条及び秦野市財務規則第97条に掲げる経費のみこれを行うことができる。</p> <p>さらには、翌年度にわたるリース</p>	<p>左の電話機器等の再リース契約について、契約相手方に①契約期間の変更（契約期間の終期を令和6年5月31日から令和6年3月31日に変更）と②契約金額の一部返還（令和6年4月1日から令和6年5月31日までの2か月相当分の返金）を求めたところ、①には応じられるが、②には応じられないとの回答であった。</p> <p>したがって、契約金額の一部返還が難しいことを踏まえ、現行契約の変更等を行わないものとし、契約期間満了後については、経費節減の観点から、令和6年6月1日から令和7年3月31日までの契約期間で再リースする考えである。</p>

<p>料まで一括して支払ったことは、地方自治法第208条に定める会計年度独立の原則及び同法第210条に定める総計予算主義の原則に反する行為であるため、是正を求める。</p>	<p>※ 現行の再リース契約物件</p> <ul style="list-style-type: none">・ビジネスホン主装置1式・18キー標準電話機5台 <p>(光電話対応、ナンバーディスプレイ・留守番電話機能付き)</p>
--	--